

中小企業でも被害が急増中! 「ランサムウェア」対策を講じておきましょう!

◆増える「ランサムウェア」被害

身代金要求型のコンピュータウイルス「ランサムウェア」の被害が深刻化しています。警察庁によると、昨年1年間の被害相談は33都道府県で146件に上り、統計を取り始めた一昨年(4月~12月)の23件から急増しました。

ランサムウェアは、システムに侵入して、データを暗号化する、閲覧・編集権限を剥奪するなどによりデータを使用不能にし、その復旧の見返りとして身代金を要求するウイルスです。身代金の支払いに応じなければデータを公開するとの脅迫がなされることもあります。

◆中小企業こそ「ランサムウェア」対策が必要

「ランサムウェアの対象は大手企業」と思われがちですが、中小企業ほど警戒すべきといえます。今や業務でパソコンやインターネットを利用するのは当たり前のことですが、セキュリティが堅牢な大企業に比べ、中小企業ではまだまだセキュリティ意識が低いことが多く、またセキュリティ強化のための予算や人材を確保しづらいといった理由から、ランサムウェアが侵入しやすい状況となっているためです。実際、警察庁の前記統計では、79件の中小企業が被害に遭っていました。“我がこと”として対策を講じておかなければなりません。

◆必要な「ランサムウェア」対策

対策として最も有効なのは、セキュリティソフトを導入することです。ただし、セキュリティソフトは未知のものには機能しませんので、定期的にアップデートを行きましょう。また、ライセンスの期限にも注意が必要です。

ランサムウェアではデータが暗号化等されることにより、業務に必要なデータが使用できなくなって業務に支障が生じることも考えられます。万が一の事態に備えて、重要なデータは常にバックアップを取っておくことも大切です。

☆☆☆☆☆ フォルテ労務より ☆☆☆☆☆

今年4月1日より適用される法令等の中で大きな2つがあります。



1. 職場におけるパワーハラスメントの防止措置

パワハラ防止措置については、大企業では2020年4月から適用されてい ましたが、今年の4月1日からは中小企業も含めたすべての会社で義務付けとなります。パワハラ防止に対する会社の方針、従業員への周知・啓発、相談窓口の整備等が必要です。

2. 育児・介護休業法の改正

育児・介護休業法改正については、この4月1日適用と10月1日適用の2段階になります。有期契約労働者の適用対象者の条件が今までは、入社1年以上の者でしたが、それが取り外されました。(労使協定で除外することは可能) それ以外にも相談窓口、個別の周知・意向確認等措置の義務化がなされます。10月からは産後パパ育休(出生時育児休業)、分割取得等改正事項があります。(規程変更が必要です)

~今月のサークル紹介~

当事務所役員の玉木克典が所属するテニスサークル「ふれあい山の家グループ」現在14人で活動しています。拠点は島田市野外活動センター(川根)

